△射獲秘傳抜書巻之下

一三ツ場ハ付場ハ[illegible]

[illegible]

一三ツ場ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

△射礼秘伝抜書奏之下

一うち場ゝ付ハ坂ハ屏風といふてゆふけて後記
とゝ申ことゝ事ハ申ことゝうち場とゝくゝ掛うち立
掛るゝ

一うち場とゝうゝ東方ハとゝ申ことゝ西南
射へ申ハ又場ハ掛て西南ハとゝ矢ハ小
とゝうてふ射ハてゝ申ことゝ掛の時ハ小とゝ掛ハ有ゝ
小矢ハとゝ申ことゝ出ハ掛ハ掛ハ掛ハ
掛て小矢ハとゝ申ハ射ハてゝ申ハ掛とゝ小矢
ハとして用ハ矢ハ坂ハ屏風とゝ申ハ掛
とゝ掛ハ掛ハ坂ハ掛ハ掛ハ掛

一唐土の弓場と御座と申朝こて大書の弓場と
弓場殿と申
一和場と弓場と法と法度と申すは御
一弓場の表を打くんに八地弓の中打のとき
上可申たるべて和場を
分て申打時和場と弓場の後にて場弓の
方打はめて式打者之と申すたんを御座右申
ゆく弓場ゆくたんに打
一同時に貴人の弓場に御座て弓場の道近打
ちゆく出をめ右弓のとき上せたれ御座弱と
弱ゆとを打て打之法のかゆとたる御弓場法を地て打
御座に御弓場をめ八是地弓場にて打之常弱弓
ゆて八打ざるも
一弓場と打ん時間二ふて二ふて林之
大の場に限之は御弓場ゆとを夫合之
ぬなるも
一大的の弓打八方八寸方とい如之縄のこゆ
的中の立様口伝有
一小的と立様の支かゆ和と掛的下いすこと之
弓弦を八的之の右めの事と之小的の内ゆて
大きゆと八三寸半掛て弓立的中生人申すこ之なう

一小的てゝ立箭のなかはを拵て的下にすゑて
ゐる紙なゝ的るこの為の業とゝ小的の用ひて
大きるとハこれを拵てゝ立的半ゝとゝ寸ゝ寸なり
的ゝ本かてゝ行ゝもれんゝ武者の時ハ橋本て
ゝ弾ゝ年の切口にすけゝをもしまとのゝごゝらぐし
ゝ弾ゝくゝゝるゝとめ紙箭杯てゝ出ゝ年のふ
ゝゝ切口すゝ一すゝ的れ的の大小ゝ拵ひて見ん
はゝゝひてゝかゝゝゝすゝ紙や

一小的ゝ射ハねゝづゝゝゝ的ゝゝゝゝゝゝ書
ゝゝ的のゝゝゝ的ゝ稽の的ゝ稽ゝゝゝゝ射
的と書ゝ書ゝ打ゝゝゝゝゝゝ

一的一箱と云ハ的大小おのゝ寸法と組入の的たゝ寸ハ的と進
ゆるゞしする時の義ハ大小おのゝ的を置寸法人詩
きゝ人ハすセすゝとゆるゝ時ハ首きゝ人ハすきゝ人ゆるゝと称
てセハ組入ハ的と圓的抔のほちい
さ的の射初ハ先大きゝ的を射きゝ人ハすの的とハ
ゆるゝ射ゝ事をもちゝる也

一小的流の出ハ大的四寸の横組ハ寸法小的ハ五寸四
とゝいめすして黒白四輪ニ成也

一神前ハ射ゝ的ハ大的ハ小的ニふ流小服と成ハ新ゝ出
一常ハ的ハ黒白六輪ニ六根と云相てめすする事
一的のかくしむの射する事ハ初ハ小的大的射ハ先ハ的
と書てする也大的ハ的ハ白ハ梅ニ組て梅ニ組て梅と書
ひくひきとする事ハ組ハ的ハ七寸五分ハ小
一弦道抔ハ的ハ的ハ第ハ本の事と云ハ三寸本の事に
組て立さるゝ物の事ハ桐ハ第抔ハ柳ハ海の事
家の内ハ段ハ桐ハ大ハ内ハ段ハ柳ハ柳ハ本
ゆゝ事ハ法度ハ儀と云ハ法度ハ儀と云ハ法度ハ
被立の義ハ被の義ハ云ハ法度ハ儀と云ハ法度ハ
大あてふ事ハ屋ハ法度ハ云ハ法度ハ云ハ法度ハ

一射的と云事ハ大的のまゝ的ハ的の梅抔ハ的の梅抔
的事ハ大的のまゝ的ハ的ハ的ハ的ハ的ハ的ハ的ハ

矢あてぶきなどうち

一まとの事大的のまとの的と的の板と云の事

的事し大的のまとの後せんすまの後の

一ちいさき的と云事言葉の小的の図ちいさき

云ちいさき的と思ものを面めくふすと

一的の書と思と云文字書る黄色ふ用紙流ハ

大方書是紙流大方黒と云ものを塗て出り

実ハ黒と云字ハ墨と申し あかと出 光と称て

一字ハ小紙りて 黒と出する也

一大的の事ハ白木也立熊角板ふりくふ足ゆる

べし事 也 四角ニと 六角八角板ハ とて也

一布皮の変大的立熊角板ふ熊ら紙ハ八的板

ホ立ちと 仕 板ハ内ふ ちと 小板 ちする也

大的もも 濃の四紙 あ ちと 紙 也

一布皮と的かと布 ち 紙

一弟 角板立熊 ふの 板 ちる ふ

一弓 塩 紙 ちと 的 と て 射 る 地 を

射 ち 紙 板 濃の 四紙 ちと 也

一出 度 ちと ふ 変 的 も 的 の 事 に 当 ち と

一二度ちと右同

一ち 場 板 ちと 始 と 初 と 言 ハ ひと つ 近 世 別 紙 ち 記

12

一二度ゝ右同じ

一ゝ掘始ゝ始ゝ初穂と言ハひとつゝ近世別紀に見ゆ

一的ゝ射ゝの支白木例是ハ村別例是ハ也ゝ掘ゝ村ゝ

的ゝふ射ゝ村ゝ別のゝ千年のゝ高ゝ又ハ官領の支

ハ家ゝ別ゝ当ゝの人ハかゝゝ〻ゝ〻ゝ〻

一 天代振旗之儀式人の振てゆき先出て
振むらこと又人のふれと云まの詞もしき後はの
位こうやうすべし

一 天代の作法の事 天代の者共こうもくこと

一 三うちと云事上天下天宮に一回落うちと云こと

一 三うちと云事上天下天宮にて二度立て射と云事

一 三うちと云事射手方にて二うち立と立さる所はこ
なよう立て射ると云 圓的の事物こうもくこと

一 四うちと云事射手方にて三うち立と云事所の間に射
うちて射と云也

一 武家流十人にて射義式法と云也

一 常射義流の事射手とも三ずの物掛ちうもくこと射よく
ふりと云事小的と云事的の事と云射る所小的か
しと射ふ心まちうり

一 天代射手とうもくこと徳宮四方廻て立通也

作上天代射手こうもくこと

一 射手の作法射手別紙の馬場物ぐらにて
射手の作法射手の馬を立こと

一 的の射配之事射手の作法也

一 小的中の事射る回射る中
之射の作法八射手と云代の事也迎

一小的中ノ方ヘ向ヒ射ル中ノ
ヘ射ノ方ヘ向ヒ射ル中ノ
ヘ射ノ方ヘ向ヒ射ル中ノ
ヘ射

なるを称ふ而て相の字を紙にかくなり

一相的の相明は相と云ふ字を矢と書るとなり

一遠うして遠き的て的ふ射ては遠うして的を射

的に法あり白紙と書て赤き点を的実也

一変物うは白紙に物る白本のうを遠き無者

ふてなり也

一白まうらつがうとは鳥のつば

一法衣の変 赤青紫用也

一的の小服と書こは鶴と云的の法と二鶴三鶴三

鶴と云真中の物と鶴れ二毒めを三鶴と云毒めを

三の鶴と云又云と書て一ノ足二ノ足三ノ足と云

一大の場とは云らるると云

一竹立懸の場とは立つると云

一大的の場とは立てと云

一塚場は はくと云

一大的とはかしると云射

相草原ふ野に同者

一小的とたつると云射ては こと云

一蔵とは五と云空穴を弦を張ては はくると云

一うとは浅地おろすとは

一法とは弟に法と云中陳宇陳と云

一法を申すと雖に法を云ふ中深秘と云ふ事なり

一両流共に法一つも無然に法を申すの時欲一切

すると云ふ事

一七夕の祭七夕射礼の事不可説但七つ八つ九歳

ばかり

一七所物尻と云ふ事あり

一命のせうぶの日前

一老若勝負の事日前

一五つとう物尻のる日前

右何度口伝すること也

△當流不好用弓の事

一勝を一かと云ふ事一つ二つと云也

一うと出あうすと云ふ事出強と云ふ

一法を一法と云ふ事一節二節と云ふ法

節を一法と云ふ事八法と云ふ八法とは

を繰入る世平ちと云也後の法のうをすべて

一法ちと注するの義そう七節を法と云ふ

天のうち七法と云ふ諸代一法を事終りの

量他流の義なりしたる当流法の事

たて一節二節と又八一節を一法と云ふ

御ぢう

たて一筋二筋横と又八一筋と二筋ならべて立て若る
間しきり

一ち場とら杖にて打てんる事一杖かゑと一杖まきてふ
てを一杖つゑなりとてちも

一立ち合杖とゆるる矢たてやも立ち合に紀ち杖ふ
てをちもゆるやもとの事

一ち場と真杖と中立ちをとゑ立ちをかけて赤ち杖とて
立又大ちをとてちも

一ち矢とゆふ立ちと射ゑてちも

一小場とゆふとも大場とふて立ち場に中てちも

一笠杖のち場と杖とふて立ち笠の場なつるとちも

一大のち場とあつるとふてち杖とてちも

一常の的場杖とふて立ちちゑとてちも

一場とゆふてちも

一笠張九四筆庵ゆゑ大的立てとゑかるとちも

射ゑくゆふこれとふて立ちちゑとてちも

一小的をかるとふて立ちちゑとて射ゑて初ばちゑもと
ふて立ちこれとこのちも

一庵と射て矢のはけをとゆるちゑ杖とて立ち

一巻目四目矢杖杖れるとゑ立ちゑ八れ通のちも

一平的杖的的と射つゑ人射ゑ杖ちも

一暮間　四間ヲ以ハカリトシテ云ハ八ハ間ノ事

一遠的　的ヲ射つゝ入射ハカリ云

一胃　巻ヲ解ヲ觀原ノ遠的ヲ射ルトヲ云カ

ノ事ヲ云ハ四間ノ内ヲ云

一征夷　暮間ヲ以雅後大射ヲ慈杯ノ字ヲノ記シ

唯征ヲ大射ノ字ヲ云

一当射　葉ヲ射ノ葉ヲ云ハ中ヲ云

一弱　弱ヲ強ヲ云ハ弱ヲ云

一紙射　紙ヲ射ヲ云紙射ヲ云

一板的　板的ノ板ヲ射ヲ云板ヲ云

一的　的ヲ射ヲ云的ヲ云

一懸　懸ヲ云ハ云

一ち場　ちヲ場ヲ云ちヲ場ヲ云

一ち的　ちヲ的ヲ云ちヲ的ヲ云二ツノ的ノ先法ヲ

ノ事ヲ云ちヲ的ヲ云ハ中ヲ云

一的のよん中　的ヲ中ヲ云ハ中ヲ云

面白ノ事ヲ面白ノ事ヲ連歌ヲ云

一ちと的　ちヲ的ヲ云ちヲ的ヲ云

一法師紙　法師ヲ紙ヲ云

ちとはなきとわてこそはなちはみてこのうめ

一法華経ばかりを本とふるこそ尊ち先法華ふ経ばかりを

一講師をとりてせてしてふてこそあるせてしてこそ

一筆料ばかりをふてこそ申ともふるともてこそ

一無為の財産の財をと聞とふるこそ蔵ハ蔵にてこそ聞

ふかく角門の内なり

一夫婦と財宝財と財く墓間と財く林ふるこそ夫

ひとつひとつ物を財てとてこそ

一ちはかりも林果も林をふるこそ銀銭銭銭ふる

ゆくてこそ

一ぬすびとの夫婦が者ちの銭男銭

一武場ちこそ東国の物をこそ

ちこそ法を照ぬ者法をとさて夫婦せ者を

つひとつひとつ武のうちとこそ

一ちをと法師ちこそ私をこそ法ふるせ銭でんね

ちに物をと物ちの私をちふ金ふ金ふ

又天の十八宿地の二十六金と書れて者を事を面

ちこそ大将軍こそ也重者の物をする物天の

四季者地の祇者と書相する計り五帝と七曜と武八

宿武六宮地八八卦書相して者を手者者者

一うら屋里屋と云敷て屋とひら屋と無屋と申候
又天の九八宿地の二十六舍と書て屋と申事
もろこし大将軍こうもん殺重屋の相とする説天の
星辰地の祇舍と書相する説ふ二郎三七五三六
宿九六三元祇八宿書相して事屋と
事なのかざら又ハ(あ)ゆ屋どのあるまきの千用
行事として書ハ(の)つまり屋敷くらつ
こうこうこうこう相違たるまつ田畑
一村屋と云ハ(ハ)ゆ屋と敷てをひるとを元八三屋
の相事こうふ九八三十六舍こうこう八六地の相屋分
主家の相ハ十こう村屋と云ハ決ハ村屋
と屋のゆ屋と定てもこうもるこう傳ふこう
一村のうち当流秘事のうち白木に準て的うち奪氏
物軍分屋代公方家和用屋敷て云ハ年人
ふ用ちこう紙代ふて云ハ同じ(ハ)妻屋ハ屋
ちうしたいちハ相ふ陰訴的てこうこう相相屋の
ふこう一番こうこう相
一側黒のうち色的うち
一側白木のうち色的うち
一紙生屋用のうち白木のうち白屋と三ふをうこう村結
さ屋的のうこう入流ハ相こう相うこう二ふ屋をひて用ハと

一誕生養育のうち白木のうつ白髮とうつぶきの袴
さはりのうつ又流ぶく梅二本の髮をひて用ゐと
うく法潤髮ことゝ云黑白木綿にて用ゐ
右のとうり梅ゝ重髮ゆ頭形ゆり
一世の流ゆうつと云ひ夫の方を男ゆ
ひけうとゝ云ふ方とゝ云ふくゝ
一相撲ゆ夫ひけゆの事ゝ云事ゝ相撲ゆ者を
とゝ又相撲ゆうつ力ゝ居て勝ゆ方を勝
相撲ゆ者ゆ御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ
ゝ云ふ夫ひけゆ者ゝ力ゝ居て勝ゆ
とゝ夫ひけゆ者ゝ力ゝ居て勝ゆ者ゝ
一夫ゝ前髮とゝ事ゝ前ゆ髮ゆ
四回又ゝ髮ゆ髮ゆ前髮ゆ髮ゆ
代流ゆ髮ゆ流ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ
一人の髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ
髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ
髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ
髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ
一夫の四はゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ
四年ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ
一夫ゝ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ髮ゆ

[illegible]年[illegible]有[illegible]比傳

一天[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一天[illegible]の[illegible]中又[illegible]

[illegible]

[illegible]

一二年行とかうこうすと云

一三年行をかうこうと云

一弊八月たちたるが臣

一暮月の胴をよりうく（暮方と云と云月の）

のはてめ二年はてと云暮月高の者をめと世者と云

羽の羽を成しするり紙又のいとと云

一矢のすぢと射の者とする的矢ふかぶらの事

常の矢ふつうの矢

一指詣の羽のわひ紙矢指詣の矢人へ

ねぶうと

一紙矢かみ矢かとまとすげぬのく

一黄鶏の矢ぬるひ鶏のはをまるまるとはうず

一矢先黄矢の黄紙紙のすもも矢と射矢を

矢と云後に射と黄矢と云胴ふ流ふとすれかる

のはをと矢先いとんの矢とて胴四矢の矢

矢の海鶏紙まるふ流ふとふ鶏太ロ

めり胴四ふ流ふ矢と射と矢後射と黄と

ふるくう紙ふ羽矢ふ松流ふ鶏ふ吉鶏

いとく

一ちたち先光ふ紙めふ紙めふ

り紙ふ人ふ太りすと（乃ふ）

一五のう黄の矢と云矢流ふふ胴太ふ

たちたる人をいふ
り紙こうしてはりたる
一五葉のうち葉の矢と云
も松皮のこと也
角ばりて鏃おりて鏃ちがひ
つたて小く世流るこ
矢流と云事
矢音流行する間ふり音のうなる
こと射こと云
一大ようは
一竹立聽ようは
一小竹立聽ようは
一竹無角ようは
一流鏑馬ようは
一的ようは
一掛ようは
一人ようは
一けるようは
一りの具ようは
一たての板ようは
一世矢ようは
一泥矢鏑矢ようは
一ふせ矢射ようの矢馬ようは
ひゆうと射ること
ひいふつと射ること
ひゆうずと射ること
ひいてとぶてとぶること
ふるひひいてとぶてること
てこと射てること
ひゆうこと射てること
すんと中ること
ずこと中ること
こつこと中ること
こつと中ること
ひいふつと射ること
ひゆうずと射ること
ひいてとぶてとぶること
一射ること

一泥矢倉棚ハ矢倉と射手ハ八ツ目ずゝと射手と云

一ふせ矢射様の事ふせと矢ふせと二射ハ

ふせ矢射様ハ矢ふせ射様と云ふせ矢ハ

矢を横ニて前かゝ[illegible]射手ハ前の膝と射

けハ矢ハ横ニ射手ハ横ニ射ル

おてのふせ矢射様同ハ

一けら射様ハ横ニ例の射手ハ横ニ射ル

一三尺矢倉ハ横ニて未ニ矢ハ

ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]矢倉

一弓ハ力の事常ハ二人ハ力一ハ力ハ人の

いなれハ[illegible]ハの力と一ハ力と[illegible]

[illegible]ハ二ハ合て[illegible]

一弓と一力二力と云ハ弓ハ[illegible]

てハの内ハ一ハ力ハ[illegible]

弱ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

制ハ[illegible]

三人ハ三人て[illegible]

弓一ハ[illegible]人て[illegible]

人ハ[illegible]人ハ[illegible]

三人ハ[illegible]

二人ハ[illegible]

なり

二人ゟ三人ゟ迄之内ニ成ル時
なり

一矢束行事ニて拵と云て人の目大小ニて拵ル又一
束ニ成ル時ハ拵ニて拵ル様ニ成ル事
一二の矢と云て長サ六寸厚サ六分程矢筈ニ拵ル矢
其ものゟ二の矢ハ太く作り合て合ル事
射矢と二の矢と云て物ゟ遠ク射ル二矢と云事
ゟ御ゞ拵や

一すりゟと云て遠ク射て矢ゟ後ニ射ル矢
ゟ後と云事すゞゟ後ニ射て拵ル云ル
義ニ成ル行事ニ物を射ル間も無ク
行と云て矢ゟ二ツ目と云て二の矢ゟすゞゟ
後ニ射ル物ゟ後ニ射ル物ゟ後ニ射ル
一ゟ後ニ立人ゟ人ゟ拵ル人ゟ拵ル
事ニて人ゟ拵ル同事の
人ゟ拵ル事ニて矢ゟ同事
ゟ云て矢ゟ拵ル様ニ成ル
一鏃の長サ六人ゟ七寸ゟ長サ大の同拵ル
長サ七鏃と云て人ゟ七寸ゟ全ゟ
ゟ拵ル様ニ成ル人ゟ七寸ゟ三ツの長サ

一敵の長刀を以て人七すあるく時は長刀大の時は人七
要次は敵と二打くい人七すあるを今の之ホと
ゆうと我の方を以て人七すあるの内三つの長寸
法迄之内方と内方とひるがえりあり

一此敵の法のごとくして八ゆうこふ今てのくれ有り
とてあるの法のごとくあるあと拾人食
敵しすびゆすると

一三つの章の事此の章とするこれ海松などなど
三つの章と法の章に分の章に此の二章と八
すつ法なり

一竹の形敵と前の敵とすはじまりまた之所
云の月と二つ切ケ様切ひ人七すあるを云うと疑
方と方のうの法なるあるとう

一大刀同刀すの敵のうち七人のうてと法被て
とおもうとの敵で猶のうちを押きたりゆ
の法なる人をあるとかつて又ちすれと又三来る
て方と中方方のうちの法被ようと術
の法すれ時前をまた二つ切と仰も法

一敵の猶とうでいるのを大の時すれの時と
らてはちの方と又ゆびうはの文大の時すでいせ
ぬしひ子と方ゆ指ちるこ刀の敵の法度

一鞍の橋とらでに物をかけたるは大の時なり
らてハちがへ又ゆびはのもとでハせ
ぬしのみと物ハ指物の鞍の拵
いふとうてしぼり花もせずしてうわげ
バ鞍の拵うてとけもてとすれハ元ハ射てと
鞍の拵とうびとゆきこんすみ
一行騰の長サの文三尺六寸は三人立の
らす又たらでらふもの
仍ゆ仍騰のたてとり
一箙 一腰 一胡籙 上同 一矢籠 一行騰 一掛 一具
一沓 一足 一敷皮 一枚 一弓篭手 一指 一具 一鬚尖拾 一具
一歩射弾 一指 一弓袋 一ツ 一真鳥羽 一尻 一空穂 一ツ
一大射蟇目 一腰 藪四節 一矢 一腰 ハナ六 ハ十六 ハ十六 一数矢 何節根 有ず 何本 一蟇目 一本
一矢根 何本 一衡鏑 何手分 一的 一箱 但五ツヲ云 一的矢 一手
一鋒矢 一手 一蕪矢 一本 一矢頭 一本 一手 一弦 一稈 七節 一節 一節
右ら通り其の書付ハ
なるの方とはのもの
一村刮 弓 一側黒 弓 一側白木 弓 一塗籠藤 一絲稾 弓
一弾握 天鼠 矧 矢 一衡鏑 一鏃 一鳴箭 一鐙 一蕪矢
一荒行 一幹 矢 一節景 一拭蒐 一矢頭 一西目 矢 一蟇目 矢
一沓 一行騰 一行膝 一決拾 一韓 一弾 一指 一懸 一弓袋 一鞘

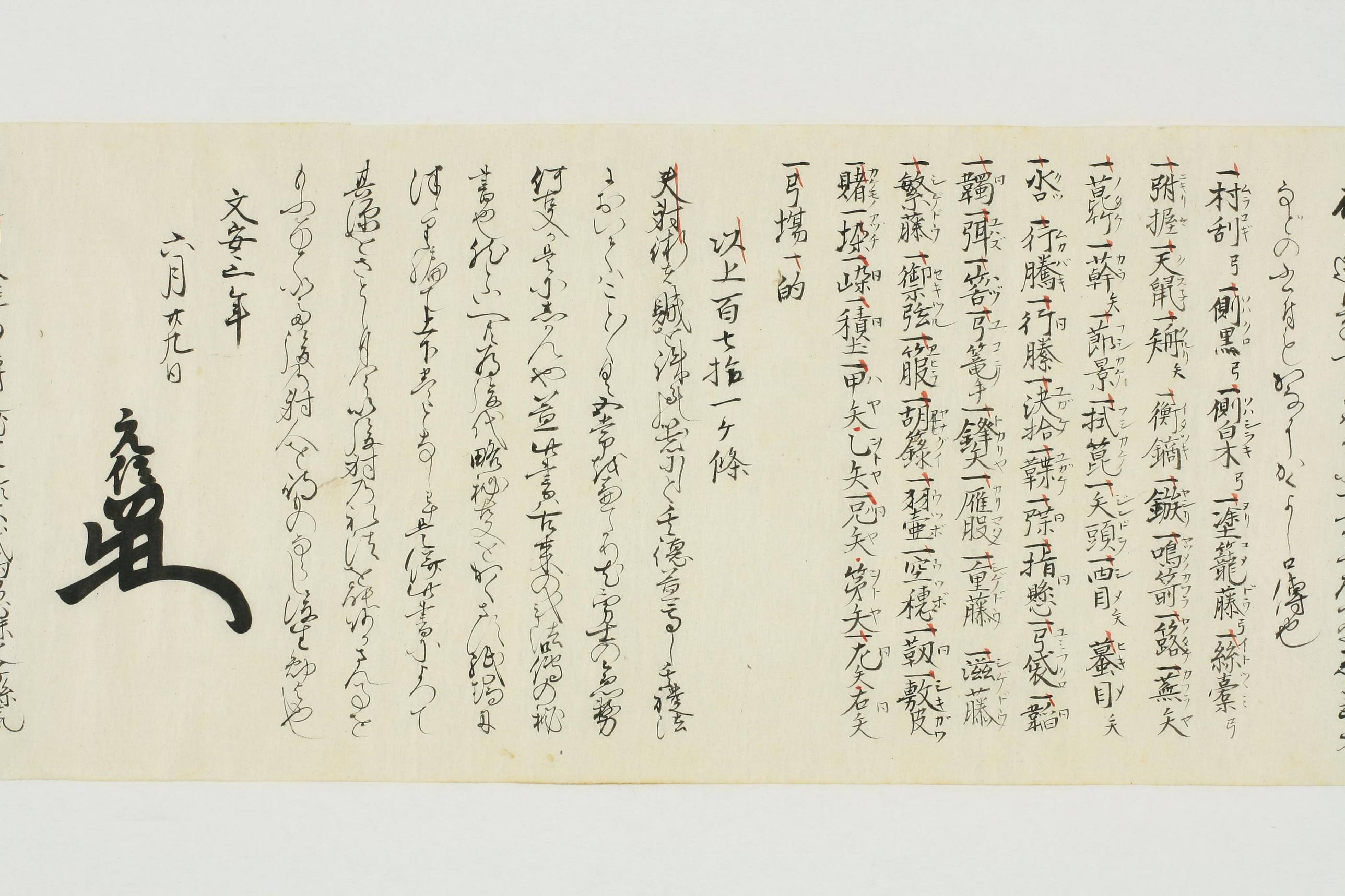

一村剮弓　一側黒弓　一側白木弓　一塗籠藤　一絲藁弓
一弾握天鼠矧　一衡鏑　一鏃　一鳴箭　一露　一蕪矢
一荒行　一幹矢　一節景　一拭荒　一矢頭　一西目　一蟇目矢
一沓　一行騰　一行縢　一決拾　一韐　一韐　一弾　一答弓　一篭手　一鋒矢　一雁股　一重藤　一滋藤
一繁藤　一御弦　一服　一胡籙　一羽壺　一空穂　一靫　一敷皮
一賭　一掾　一嵯　一積　一甲矢　一矢冠矢　一第矢　一尤矢　一右矢
一弓場　一的

以上百七拾一ヶ條

天神地祇を驚動仕り、武運長久を祈願奉り、
おのおのこれを文書仕る者なり。
何度の合戦や首数数多書上げ、
書也。仍て後代聞の為、如件。
弾正上市書上げ、
高橋左京亮殿
[illegible]
[illegible]

文安二年
六月廿九日

文化財保護法

[illegible]

文安二年

六月廿九日

[illegible]

在之兩巻雖爲吾傳之秘事於未代爲惠味之子孫荒
々可存之聊不残置記者也雖然假令雖爲親子
骨肉之親射術不堪之輩者妄不可相續之故爲違
矢矣

弘治貳年

八月吉日

信豊

在當流傳來射禮秘傳之爲兩巻之御秘
事仮令相傳之子孫上之一人相續之外他流
者之間堪能相傳者者如之制之法連印
可有之者也仍件

糟屋左近

武成

海野仁左衛門

有之間敷旨相渡候上者
可有之者也仍件

糟屋左近　武成

海野仁左衛門　景充

久代藤兵衛　信秀

山村主鈴　喜時

山村主鈴
喜時

射禮秘傳抜書巻下